

## 4 業務報告

### (1) 総務担当

#### 1 担当の業務

総務担当は、服務、給与、文書事務、福利厚生事務、予算及び決算事務、収入・支出事務、物品の出納及び保管に関する業務を行っている。また、庁舎の維持管理、所内部の連絡調整を担当している。

### (2) 企画・地域保健担当

#### 1 担当の業務

企画・地域保健担当は、主に衛生研究所全体の運営に係る業務や調査研究事業の評価、研修や見学の受入などに関する業務（企画業務）と、公衆衛生情報の収集、解析、提供に関する業務（地域保健業務）を行っている。

#### 2 企画業務

##### (1) 「えいけんプラン」等の作成

衛生研究所の自律的・効果的な運営及び活動の透明性の確保を図るために平成 16 年度から作成している衛生研究所業務の年間実施計画（平成 17 年度からは「えいけんプラン」と改称）について、令和 7 年度分を作成した。

また、令和 6 年度「えいけんプラン」に基づいて実施した事業実績について、令和 5 年度「事業の実績」を作成した。

##### (2) 衛生研究所セミナーの開催

公衆衛生行政に携わる職員の資質向上を図るとともに、複雑高度化する試験検査業務に対応することを目的に毎年実施している。令和 6 年度は、3 回開催した（「6 研修業務等」の章を参照）。

##### (3) 研究事業の評価

埼玉県衛生研究所研究評価実施要綱に基づき、外部評価委員会（事前評価及び事後評価）を開催した。概要は以下のとおりである。

1) 開催日：令和 6 年 8 月 21 日

2) 外部評価委員会

委員長

宇都宮市保健所 所長 中村好一 氏

委員

学校法人城西大学 助教 野村陽恵 氏

国立大学法人埼玉大学大学院 教授 日原由香子 氏

川越市保健所 所長 丸山浩 氏

3) 評価対象事業

ア 事前評価

令和 7 年度から実施予定の所費による事業 3 題

イ 事後評価

令和 5 年度に終了した所費による事業 3 題

#### 4) 評価項目

##### ア 事前評価

目標設定の適否  
緊急性・必要性  
研究手法の的確性  
独創性・新規性又は発展性

##### イ 事後評価

研究目標の達成度  
研究成果の還元度

#### 5) 総合評価指標

##### ア 事前評価

評価項目を総合しての 10 段階評価

##### イ 事後評価

評価項目を総合して A～C で評価

#### 6) 事前評価研究課題及び総合評価結果

ア 人工的な継代培養によるレジオネラ属菌の遺伝的変異に関する研究

総合評価：8.5

イ 食中毒事例由来ウエルシュ菌の分子疫学的型別法の検討

総合評価：8.8

ウ 屋内ダニ類の遺伝子学的な定量評価に関する検討

総合評価：8.0

上記 3 題について、衛生研究所が行う研究として適当であると評価された。

#### 7) 事後評価研究課題及び総合評価結果

ア 食品中の EASTEC 等による汚染実態調査及び血清型別調査

総合評価：A（研究の達成度が非常に高い）

イ 衛生動物の遺伝子学的検査手法による同定検査法の検討

総合評価：B（研究目標がほぼ達成された）

ウ LC-MS/MS を用いた高等植物に含まれる有毒成分の一斉分析法の検討

総合評価：B（研究目標がほぼ達成された）

#### (4) 研究事業の倫理審査

埼玉県衛生研究所倫理審査要綱に基づき、倫理審査委員会を開催した。概要は以下のとおりである。

1) 開催日：令和 6 年 9 月 3 日、令和 6 年 10 月 25 日

2) 倫理審査委員会

委員長

衛生研究所 副所長 大高孝三

副委員長

副所長 岸本剛

副所長 成澤一美

## 内部委員

地域保健企画室長 青木一人

精度管理室長 大村厚子

感染症検査室長 尾関由姫恵

化学検査室長 今井浩一

## 外部委員

宇都宮市保健所 所長 中村好一 氏

山下法律事務所 弁護士 山下茂 氏

一般社団法人埼玉県薬剤師会 境愛美 氏

保健医療政策課 副参事（兼）副課長 鈴木しげみ

## 3) 審査対象研究

令和6年度以降に実施する、人を対象とする生命科学・医学系研究課題3題

## 4) 審査の観点

## ア 対象者の選択が合理的か

イ インフォームドコンセントが必要な場合の手続  
は適切か

ウ インフォームドコンセントを要しない場合の理  
由は適切か

エ 個人情報は保護されているか

オ 疫学研究等の成果の公表手段は適切か

カ 試料及び情報の保存および利用の方法は適切か

## 5) 研究課題名及び審査結果

ア 人工的な継代培養によるレジオネラ属菌の遺伝  
的変異に関する研究

イ 食中毒事例由来ウエルシュ菌の分子疫学的型別  
法の検討

ウ 食中毒由来エンテロトキシンP 遺伝子保有黄色ブ  
ドウ球菌に関する研究

上記3題について、承認された。

## (5) 研究事業の利益相反管理審査

埼玉県衛生研究所利益相反管理要綱に基づき、利益相反  
管理委員会を開催した。概要は以下のとおりである。

## 1) 開催日：令和6年9月3日

## 2) 利益相反管理委員会

倫理審査委員会と同じ委員

## 3) 審査対象事業

衛生研究所職員が行う産学官連携活動及び厚生労働  
科学研究等

## 4) 審査の観点

ア 職員（研究者）と企業との関係、収入の有無につ  
いて

イ 産学官連携活動に係る受入金の有無について

ウ 職員（研究者）の家族と企業等との関係、収入の  
有無について

## 5) 研究課題名

ア 食品衛生検査施設等の検査の信頼性確保に関す  
る研究

上記1題について、承認された。

## (6) 「えいけんオープンデー」の開催及び見学の受入れ

県民の健康で安全な暮らしを支える衛生研究所をより  
身近に感じていただくことを目的に、令和6年7月24日  
に夏休み親子科学教室を、11月26日に県民公開講座を  
「えいけんオープンデー」として開催し、合わせて81名  
の参加が得られた。

また、県内学校からの研修受講希望を1件・14人と、県  
民の一般見学者を2件・9人受け入れた。

## (7) 産学官連携の取組

衛生研究所の専門性を生かした地域貢献を進めるため、  
大学等と交流を図り、共同研究やインターンシップなどに  
取り組んだ。

1) 産学官の連携ネットワークの構築、交流に関する取  
組

ア 埼玉大学、県内研究機関

「彩の国女性研究者ネットワーク」への参加

イ 早稲田大学人間科学学術院

令和6年度は、職員が専門分野について大学での  
講義を行った。

## 2) インターンシップの取組

ア 令和6年度埼玉県庁インターンシップ事業

薬学生 東京薬科大学 1名

日本大学 1名

明治薬科大学 1名

イ VPcamp（公衆衛生獣医師インターンシップ）

日本大学 3名

東京農工大学 1名

酪農学園大学 1名

(8) 全国の地方衛生研究所及び国立試験研究機関との広  
域連携

全国の地方衛生研究所とのネットワーク及び国立試験  
研究機関との連携を強化し、継続的な情報・知見の共有、  
研究レベルの向上及び人材育成等により次のとおり機能  
の強化を図った。

## 1) 国立研究機関との連携

ア 第44回衛生微生物技術協議会総会・研究会（事務  
局：国立感染症研究所、開催日：令和6年7月10日  
～7月11日）

イ 第61回全国衛生化学技術協議会年会（事務局：  
国立医薬品食品衛生研究所、開催日：令和6年11月  
21日～11月22日）

ウ 第38回公衆衛生情報研究協議会総会・研究会（事  
務局：国立保健医療科学院、開催日：令和7年2月  
27日～2月28日）

## 2) 全国の地方衛生研究所との連携

ア 第78回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支  
部総会（開催日：令和6年7月5日）

イ 令和6年度地方衛生研究所全国協議会第38回関

東甲信静支部ウイルス研究部会総会・研究会（開催日：令和 6 年 10 月 3 日～10 月 4 日）

ウ 第 75 回地方衛生研究所全国協議会総会（開催日：令和 6 年 10 月 28 日）

エ 令和 6 年度地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部第 14 回公衆衛生情報研究部会総会・研究会（開催日：令和 6 年 11 月 8 日）

オ 令和 6 年度地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部第 36 回細菌研究部会総会・研究会（開催日：令和 7 年 1 月 16 日～1 月 17 日）

カ 令和 6 年度地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部第 37 回理化学研究部会総会・研究会（開催日：令和 7 年 2 月 7 日）

### 3) 県内政令市、中核市との連携

ア 令和 6 年度さいたま市健康科学研究センター・川越市保健所・越谷市保健所・川口市保健所・埼玉県衛生研究所 連絡会議（開催日：令和 6 年 10 月 16 日）

イ 令和 6 年度五県市合同研修会（開催日：令和 6 年 11 月 6 日）

## (9) 健康危機管理の対応について

### 1) 健康危機対処計画の改定

令和 7 年 1 月に改定された埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図るため、3 月に埼玉県衛生研究所健康危機対処計画を改訂した。

### 2) 実践型訓練の実施

未知のウイルスによる感染症発生を想定し、検査を中心とした訓練を実施した。通常のスクリーニング検査で何も検出されなかっ場合、NGS による網羅的解析により検出ができるか確認した。また、NGS で検出されたウイルスを標的として、リアルタイム PCR 検査による確認を行った。

### 3) 新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練（全県訓練）の実施

新型インフルエンザを想定した検体の受入れを行った。また、一類感染症を想定した検体の受取、検体搬送車両への積込みまでの検体搬送訓練を行った。

## 3 地域保健業務

### (1) 健康に関する指標の収集・解析

#### 1) 埼玉県の健康指標総合ソフトの更新

令和 6 年度版の「埼玉県の健康指標総合ソフト」を作成した。

令和 5 年の埼玉県の 65 歳健康寿命は、男性 18.03 年、女性 20.99 年であった。

#### 2) 国民健康・栄養調査（埼玉県分）の解析

「国民健康・栄養調査」は健康増進法に基づき毎年実施されている。

令和 5 年のさいたま市、川越市、越谷市、川口市を含む埼玉県実施分を集計し、朝食欠食率、食塩・野菜・果

物の摂取量、肥満及びやせ・運動・歩行数・飲酒・喫煙・睡眠による休養等の状況を解析した。

### 3) 特定健診データの解析

埼玉県保険者協議会等と連携し、保険者から埼玉県に提供された最新の特定健診結果を市町村別に解析した。

解析内容は、メタボリックシンドローム・肥満・高血圧・糖尿病の者の状況や、習慣的に喫煙している者・多量飲酒者・睡眠で休養が十分に取れている者の割合等である。

解析結果は、報告書を作成するとともに、市町村別集計表の電子データを CD-ROM に格納し、市町村、保健所及び関係機関に提供した。

#### ア 令和 4 年度特定健診データ解析報告書【協会けんぼ+市町村国保】

対象者：① 県内の市町村国保に加入する被保険者  
② 埼玉県在住の全国健康保険協会に加入している被保険者及びその被扶養者

解析対象者数：914,689 人

#### イ 令和 4 年度特定健診データ解析報告書【全体版】

対象者：次の保険に加入する埼玉県在住の被保険者及び被扶養者

市町村国保、国保組合（6 保険者）、全国健康保険協会共済組合（1 保険者）、健保組合（7 保険者）

解析対象者数：1,010,031 人

### 4) 慢性透析療法の現況

日本透析医学会から提供された 2023 年の埼玉県分の結果を集計し、透析期間別患者数、導入患者の状況、年末患者の状況及びそれらの推移を解析した。

### 5) 施策指標の算出

埼玉県 5 か年計画、地域保健医療計画、健康長寿計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画の目標指標の最新値を算出した。

## (2) 健康指標に関する情報提供

### 1) 講師派遣

国保医療課主催の効果的な保健事業を展開するための研修会等へ講師を派遣し、埼玉県特定健診データ解析報告書や健康指標総合ソフトの活用を促した。

### 2) 県民への情報発信

ア 埼玉県における健康寿命の推移、地域別健康指標及び県民の健康・栄養状況をホームページに掲載した。  
イ 埼玉県が実施した県民栄養調査、国民健康・栄養調査等の結果を活用し、「食育リーフレット」を作成し、市町村及び保健所に配布した。

### 3) 健康指標に関する相談対応

市町村の健康増進計画の目標指標の管理に伴う相談や県内外からのホームページの掲載内容についての問合せに対応している。令和 6 年度は 56 件であった。

### (3) 精度管理担当

#### 1 担当の業務

衛生研究所における各分野の検査が高度化する一方、品質管理の考え方方が一般的に浸透し、検査の信頼性確保の重要度が一層高まっている。そこで衛生研究所では、検査部門から独立した信頼性確保部門を設け、試験・検査の信頼性を確保するための取組を積極的に行ってている。

#### 2 事業の内容

##### (1) 法や国際基準に基づく信頼性確保の重点的な取組

###### 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく業務

埼玉県衛生研究所病原体等検査業務管理要領に基づき、精度管理担当は、信頼性確保部門として、軽微な不適合業務への対応、積極的疫学調査等に関する検査結果の確認、ウイルス担当及び臨床微生物担当の内部監査等を行った。

###### 2) 食品衛生法に基づく業務

埼玉県食品衛生検査施設等の検査等業務管理要綱(食品 GLP<sup>\*1</sup>)に基づき、精度管理担当は、食品安全課の信頼性確保部門責任者から指定された職員になっている。令和6年度に実施された検査データの確認、食品安全課信頼性確保部門責任者と食品微生物担当及び食品化学担当の内部点検等を行った。

###### 3) 医薬品業務管理に基づく検査に関する業務

当所では PIC/S<sup>\*2</sup> に対応するため、品質管理監督システムの体制を整備し、毎年、薬務課の認定調査を受け、公的認定試験検査機関として認定されている。精度管理担当は、信頼性保証部門として、試験検査結果の確認、教育訓練の計画的な運用支援、自己点検を行った。

マネジメントレビューは、業務報告書について所長が照査を行い、業務の評価・改善等を行った。

##### (2) 埼玉県衛生研究所検査業務管理規程（以下、検査業務管理規程）に基づく業務

検査業務管理規程に基づき、検査部門6担当の検査業務全体に対して内部点検を述べ6回行った。

また、定期的に所全体の検査業務を見直して適正な検査業務の運営を図るために、検査業務管理委員会を令和7年3月4日に開催した。

##### (3) 精度管理調査の実施支援等

検査の技能水準を確保するために行う内部精度管理、検査の精度や手法の確認のために行う外部精度管理調査について、計画の調整、調査結果の確認、評価等を行った（「5 検査の内部精度管理・外部精度管理調査」を参照）。

##### (4) 教育機会の提供

検査の信頼性確保に関する職員の知識の向上を図るために、研修会を9回開催した（「6 研修業務等」を参照）。

##### (5) 検査機器の保守に関する事務

試験検査機器類の精度を担保するために、保守管理及び保守点検の業務委託について計画調整、執行調整を行った。

<sup>\*1</sup> GLP : Good Laboratory Practice

検査の管理基準等や確認体制を定めるなどにより検査結果の信頼性を確保するためのシステム

<sup>\*2</sup> PIC/S : Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme

医薬品の査察分野における国際間の協定及び査察品質の向上を図る枠組み。平成24年3月、日本が医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム (PIC/S) に加盟を申請したのに合わせて、当所も PIC/S が求める ISO/IEC 17025 相当の要件に準拠した信頼性保証体制が求められるようになった。

### (4) 感染症疫学情報担当

#### 1 担当の業務

感染症疫学情報担当は、主に感染症発生動向調査事業、0157等感染症に係る疫学的原因究明事業、予防接種調査業務を行っている。

#### 2 業務の内容

##### (1) 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第12条から16条に基づく全国サーベイランスで、県では「埼玉県感染症発生動向調査実施要綱」を定めこれを実施している。事業は、関係機関（医療機関・保健所・感染症対策課・衛生研究所・保健所設置市等）の連携により構築され、当担当は基幹地方感染症情報センターとして週単位（週報）及び月単位（月報）で感染症情報の収集、解析及び還元を行っている。還元情報は、関係機関へのメール配信のほか、ホームページで毎週公開するとともに、一般県民向けページを作成しわかりやすい感染症情報の発信に努めた。

また、令和7年度に予定されている「感染症発生動向調査事業実施要綱」の改正に備え、患者定点算定基準の変更（定点数の減少）に伴う定点当たり報告数の変化について検証を行った。2024年第1週から第38週までの定点医療機関からの報告を基に、要綱改正案の定点数及び改正案より削減数を抑えた定点数について、保健所単位及び県全体の定点当たり報告数を定点医療機関の組合せを変えて複数算出し、2024年の定点当たり報告数と比較した。保健所単位で算出した場合はばらつきがみられたものの、県全体で算出した場合は、2024年の定点当たり報告数と乖離はみられなかった。

##### (2) 0157等感染症に係る疫学的原因究明事業

0157等感染症に係る疫学的原因究明事業は、平成14年度から埼玉県で独自に実施しているものである。本事業は、

医療機関からの発生届により把握された患者・保菌者の疫学情報と、積極的に収集した分離菌株の遺伝子型別情報を統合することによって、散発的に発生した患者間の関連性を検討し散発的集団発生 (diffuse outbreak) を早期に探知することを目的としたものである。

令和6年の県内における腸管出血性大腸菌感染症の届出数は167件であった。患者、保菌者及び接触者の喫食歴を含む行動歴調査には、県内共通の書式である「腸管出血性大腸菌感染症発生原因調査票（調査票）」を用い、391例分が回収された。調査票の疫学情報と遺伝子型別情報は全てデータベース化し、疫学的関連性の検討を行い、保健所へ情報を還元した。また、複数の自治体で確認された遺伝子型の患者疫学情報については、速やかに食品安全課へ提供した。

### (3) 予防接種調査業務

埼玉県では、県内の予防接種実施状況を把握するため、予防接種法で定められた定期予防接種について実施主体である市町村を対象に調査を行っている。本調査は、県独自に実施する調査で前年までの結果に当該年度の調査結果を積み上げることで、生年別の接種完了率を算出するほか、市町村別接種完了率を評価資料として提供している。

当担当では、感染症対策課と共同で調査を実施し、調査結果の解析及び取りまとめを行った。令和6年度調査では、定期予防接種の令和5年度生年別接種者数について調査を行い、県内63市町村の全てから回答を受け、調査した全ての項目で解析が可能であった。調査結果は、年度内に「埼玉県予防接種調査資料集」として、ホームページで公開した。

## (5) 臨床微生物担当

### 1 担当の業務

臨床微生物担当は感染症法に基づく検査・研究を行っている。

二類感染症としては、結核、ジフテリア、三類感染症としてはコレラ、細菌性赤痢、腸チフス・パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、四類感染症としては、主にレジオネラ症、つつが虫病、日本紅斑熱、マラリア等、また五類感染症としては、主に劇症型溶血性レンサ球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎等に関する検査・研究を行っている。

表1 臨床微生物担当検査実施状況

	行政検査		依頼検査		調査・研究		合計	
	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数	件数	項目数
<b>二類感染症</b>								
結核								
塗抹培養検査	112	312					112	312
薬剤感受性検査	5	5					5	5
分子疫学検査	128	128	44	44			172	172
QFT検査	1802	1802					1802	1802
Tスポット検査	14	14					14	14
ジフテリア	2	2					2	2
<b>三類感染症</b>								
菌株	細菌性赤痢	3	12				3	12
	腸管出血性大腸菌感染症	170	850	16	80		186	930
便	細菌性赤痢	12	12				12	12
	腸管出血性大腸菌感染症	494	494				494	494
	腸チフス	3	3	3	3		6	6
	コレラ	2	2				2	2
<b>四類感染症</b>								
	つつが虫病	1	1	1	1		2	2
	日本紅斑熱	1	1	1	1		2	2
	Q熱	7	7				7	7
	ライム病	3	3				3	3
	レジオネラ症	36	82				36	82
	ボツリヌス症	2	4				2	4
<b>五類感染症</b>								
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	69	138	6	12		75	150
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	57	104				57	104
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	6				2	6
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2	6				2	6
	薬剤耐性アシнетバクター感染症	1	2				1	2
<b>その他の検査</b>								
レジオネラ属菌検査								
環境（浴槽水等）検査	92	199					92	199
冷却塔水検査	20	26					20	26
コレラトキシンの確認試験	1	1					1	1
腸内細菌目細菌の耐性遺伝子確認等	1	2					1	2
合計	3042	4218	71	141	0	0	3113	4359

## 2 調査・研究

令和6年度は、以下の厚生労働科学研究費補助金による研究事業に協力して研究を行った。

### (1) 厚生労働科学研究費補助金による研究事業

- 1) 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業：「腸管出血性大腸菌(EHEC)感染症等の病原体に関する解析手法及び共有化システム構築のための研究」
- 2) 健康安全・危機管理対策総合研究事業：「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」

## 3 試験・検査

### (1) 行政検査

令和6年度の臨床微生物担当の検査実績を表1に示した。二類感染症では、結核患者発生に伴う結核菌塗抹培養検査を112検体、結核菌薬剤感受性検査を5検体、また、結核菌分子疫学検査として遺伝子型別法であるVNTR検査を128検体実施した。また、結核接触者健診のIGRA検査は、QFT検査を1,802検体、Tスプット検査を14検体実施した。またジフテリア疑いとして、2検体の菌株の検査依頼があつたが、ジフテリア毒素産生遺伝子のスクリーニング検査の結果、いずれも陰性となつたため届出対象外であった。

三類感染症は、医療機関等で検出された菌株として、細菌性赤痢3検体、腸管出血性大腸菌感染症170検体、合計173検体の検査を実施した。また、接触者健康診断等の便培養検査として、細菌性赤痢12検体、腸管出血性大腸菌感染症494検体、腸チフス3検体、コレラ2検体の検査を実施した。

四類感染症は、つつが虫病1検体、日本紅斑熱1検体、Q熱7検体、ライム病3検体、レジオネラ症36検体、ボツリヌス症2検体の合計50検体であった。

五類感染症は、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症69検体、劇症型溶血性レンサ球菌感染症57検体、侵襲性肺炎球菌感染症2検体、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎2検体、薬剤耐性アシнетバクター感染症1検体の合計131検体であった。

その他の細菌検査として、レジオネラ症患者発生に伴う環境(浴槽水等)検査92検体、特定建築物冷却塔水の検査20検体、コレラトキシンの確認試験1検体、腸内細菌目細菌の耐性遺伝子確認等1検体、合計114検体の検査を実施した。

### (2) 依頼検査

令和6年度は、中核市から、二類感染症44検体、三類感染症19検体、四類感染症2検体及び五類感染症6検体、合計71検体の検査依頼を受け、141項目の検査を実施した。

## (6) ウイルス担当

### 1 担当の業務

ウイルス担当は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の二類、四類、五類感染症、指定感

染症及び新型インフルエンザ等感染症のウイルス検査、食中毒等集団胃腸炎発生時のウイルス検査、厚生労働省委託事業の感染症流行予測調査、エイズ(HIV)確認検査を実施している。令和6年度の検査状況は、表1のとおりである。

## 2 調査・研究

厚生労働行政推進調査事業費補助金による研究事業(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)「医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究」において、下水からの呼吸器感染症ウイルス遺伝子の検出を行った。

## 3 試験・検査

### (1) 行政検査

感染症発生動向調査病原体検査は1,906検体を受け付け、ウイルス分離、各種ウイルスの遺伝子検査等を適宜実施した。

四類感染症はE型肝炎8検体、 Dengue熱8検体の計16検体を、五類全数把握感染症は急性脳炎18検体、水痘(入院例)2検体、風しん18検体、麻しん137検体の計175検体の検査を実施した。

五類定点把握感染症及びその他の検体は、1,715検体の検査を実施した。うちインフルエンザ検体が252検体、手足口病、咽頭結膜熱等のインフルエンザ以外の五類定点把握感染症検体が175検体だった。急性呼吸器感染症(インフルエンザを含む)の検体は1,540検体だった。インフルエンザ分離株64株(AH3型2株、AH1pdm09 62株)については、薬剤耐性変異の有無を遺伝子解析により調査した。

新型コロナウイルス感染症に関しては、NGS検査(NGSによる全ゲノム解析)1,230件を実施した。

集団胃腸炎検査では、食中毒疑い検体の糞便検体420検体の検査を実施した。また、検出されたノロウイルスについて遺伝子型別検査を適宜実施した。

厚生労働省委託事業である感染症流行予測調査事業は、新型コロナウイルス感染源調査を実施した。

埼玉県エイズ及びその他の性感染症等対策要綱に基づき実施しているHIV確認検査は、保健所で受けたHIV検査のうち、スクリーニング検査で陰性と判定されなかった4検体について確認検査を実施した。

その他のウイルス検査では、呼吸器集団感染や集団胃腸炎等で4事例20検体、食品・ふき取り検体で1事例21検体の検査を実施した。

### (2) 依頼検査

感染症発生動向調査として、中核市から四類感染症及び五類感染症の141検体の検査依頼を受け237項目の検査を実施した。

## 4 公衆衛生情報の収集・解析・提供

感染症発生動向調査により検査した検体数及び検出ウイ

ルス数について検体採取月毎に集計し、さいたま市及び中核市分と合わせて埼玉県病原微生物検出情報として毎月関係機関に送付する他、県ホームページに掲載した。また、

新型コロナウイルスのゲノム解析から取得した流行ウイルスに関する情報についても、県ホームページに掲載した。

表1 令和6年度ウイルス検査実施状況（受付日集計）

検査項目	行政検査		依頼検査		調査研究		総数	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
感染症発生動向調査	1,906	2,309	141	237	—	—	2,047	2,546
四類感染症（再掲）								
E型肝炎	8	14	0	0	—	—	8	14
重症熱性血小板減少症候群	0	0	1	2	—	—	1	2
デング熱	8	17	0	0	—	—	8	17
五類感染症／全数把握（再掲）								
急性弛緩性麻痺	0	0	6	9	—	—	6	9
急性脳炎	18	31	6	11	—	—	24	42
水痘（入院例）	2	4	0	0	—	—	2	4
風しん	18	27	0	0	—	—	18	27
麻しん	137	188	0	0	—	—	137	188
五類感染症／定点把握、その他（再掲）								
インフルエンザ	252	385	63	98	—	—	315	483
手足口病、咽頭結膜熱他	175	291	59	111	—	—	234	402
急性呼吸器感染症（インフルエンザを含む）	1,540	1,737	69	104	—	—	1,609	1,841
インフルエンザウイルス薬剤耐性調査	64	126	—	—	—	—	64	126
新型コロナウイルスNGS検査	1,230	1,230	—	—	—	—	1,230	1,230
食中毒疑い検査	420	420	—	—	—	—	420	420
感染症流行予測調査（新型コロナウイルス感染源調査）	102	102	—	—	—	—	102	102
HIV確認検査	4	8	—	—	—	—	4	8
その他のウイルス検査	41	41	—	—	—	—	41	41
下水中の呼吸器感染症ウイルス遺伝子検査	—	—	—	—	54	324	54	324
合 計	3,767	4,236	141	237	54	324	3,962	4,797

## （7）食品微生物担当

### 1 担当の業務

食品微生物担当は、食品を汚染する細菌、寄生虫等の微生物に関する検査及び研究を行っている。行政検査としては食品衛生法等に規定される食中毒等の事件事故発生時の原因究明、及び食品規格等の検査を実施している。

食中毒等の食品が原因と疑われる健康被害事例では、被害拡大を防止する目的で、保健所等からの依頼により搬入された検体について検査を実施し、病因物質及び原因食品等を検査により特定する。また、県民等から保健所に相談された食品苦情に係る検査も行っている。

食品規格等検査では、各保健所の食品監視担当が収去等により採取した食品検体について、食品衛生法等に規定される規格検査、及び埼玉県食品衛生監視指導計画で定められた営業者の自主検査導入支援のための検査を実施している。

### 2 調査・研究

#### （1）衛生研究所研究費事業

「*Staphylococcus aureus* の迅速検査法の確立と食品汚染実態調査」

食中毒原因調査において活用可能な *S. aureus* の迅速検出法を確立した。また、菌添加食品及び流通食品（25 検

体）を用いて検証を実施した。

#### （2）厚生労働科学研究費補助金、食品の安全確保推進研究事業

「食中毒原因病原大腸菌の検査法の整備及び食中毒対策推進のための研究」（研究協力）

国立医薬品食品衛生研究所及び 7 か所の地方衛生研究所と共に、市販食品及び環境水（河川水及び海水）の毒素原性大腸菌の汚染実態調査を行った。

#### （3）国・大学等との委託研究及び共同研究

##### 1) 「病原大腸菌等の増殖性に関する研究」（共同研究）

病原大腸菌等の効率的な増殖制御方法を確立し、食中毒の発生防止に寄与することを目的として、異なる培養条件による病原大腸菌等の増殖性の確認を実施した。

##### 2) 「野生獣における衛生実態調査」（調査協力）

野生鹿及びイノシシの人畜共通感染症等病原体調査において、東京農工大学未来疫学研究センターに協力し、住肉胞子虫検査を行った。

##### 3) 黄色ブドウ球菌に関する研究（共同研究）

食中毒由来エンテロトキシンP遺伝子保有黄色ブドウ球菌の菌株性状、遺伝子情報の確認を実施した。

## 3 試験・検査

## (1) 食中毒等検査

令和6年度の食品微生物担当における行政検査等の実施状況を表1に示した。

食品に関連した健康被害事例等により当所へ搬入され

た患者及び食品施設従事者便415検体、食品39検体、寄生虫1検体、菌株9検体及びふきとり60検体の合計524検体について、食中毒の原因となる細菌、寄生虫の検査を実施した。

表1 令和6年度食品微生物担当検査実施状況

区分／検体の種類	行政検査		調査・研究		総数	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
事件・事故等検査（小計）	524	3,278	342	459	866	3,737
患者等の便	415	3,161	0	0	415	3,161
食品（保存食等）	39	47	193	218	232	265
虫体	1	1			1	1
菌株	9	9	149	241	158	250
ふきとり	60	60			60	60
食品等の検査（小計）	349	772			349	772
●成分規格に係る検査	213	385			213	385
魚介類等	38	60			38	60
冷凍食品	65	130			65	130
肉卵類及びその加工品	29	75			29	75
牛乳	3	6			3	6
乳製品及び乳類加工品	9	13			9	13
清涼飲料水	37	37			37	37
その他の食品	32	64			32	64
●自主検査推進に係る検査	136	387			136	387
穀類及びその加工品	40	120			40	120
菓子類	41	87			41	87
弁当及びそうざい	55	180			55	180
総数	873	4,050	342	459	1,215	4,509

表2 令和6年度食中毒発生状況

発生日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品（推定含む）	病因物質	原因施設
令和6年						
1 4月16日	春日部市	324	36	合鴨の鶏ちゃん風及びニヨッキの五平餅風 (仕出し弁当)	ウエルシュ菌(Hobbs UT)	そうざい 製造業
2 5月26日	深谷市	16	13	おにぎり(鮭)	黄色ブドウ球菌 (エンテロトキシンA産生)	飲食店
3 7月13日	鶴ヶ島市	7	5	不明(令和6年7月12日に調理、提供された食事)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
4 8月20日	坂戸市	19	4	そぼろ丼弁当	黄色ブドウ球菌 (エンテロトキシンP遺伝子保有)	飲食店
5 11月18日	所沢市	107	28	不明(令和6年11月18日に提供された弁当)	ウエルシュ菌(Hobbs UT)	飲食店
6 11月29日	熊谷市	100	42	不明(令和6年11月29日に提供された昼食)	ウエルシュ菌(Hobbs 4型及び17型)	飲食店
令和7年						
7 1月19日	吉川市	6	4	不明(令和7年1月18日に提供された食事)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
8 1月19日	不明	1	1	不明(令和7年1月18日又は19日に喫食した刺身)	アニサキス	不明
9 2月 5日	上尾市	49	42	ふろふき大根の和牛肉みそ餡	ノロウイルス	飲食店
10 2月16日	上尾市	26	18	不明(からあげ弁当、のりから弁当)	ノロウイルス	飲食店
11 2月22日	吉川市	1	1	サバ又はイワシの刺身(令和7年2月22日に調理提供された食事)	アニサキス	飲食店
12 3月20日	熊谷市	5	5	不明(令和7年3月18日及び19日に調理提供された食品)	ノロウイルス	飲食店
13 3月26日	宮代町	22	15	チンジャオロース(仕出し弁当)	ウエルシュ菌(Hobbs UT)	飲食店
14 3月28日	三郷市	8	8	寿司	ノロウイルス	飲食店
合計		691	222			

表2に令和6年度の食中毒発生状況を示した。埼玉県内(さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く)の施設等が原因となった食中毒は14事例、総患者数は222名であった。14事例の内訳は、細菌性食中毒8事例、寄生虫(アニサキス)性食中毒2事例、ノロウイルス食中毒4事例であった。令和6年度は患者数が100名を超える大規模食中毒の発生はなかったが、ティクアウト食品や配食弁当を原因とする食中毒が7事例(No.1, 2, 4~6, 10, 13)と多発した。また、ウエルシュ菌食中毒4事例中3事例では、原因菌の血清型が型別不能(UT)であったことから、新たに導入したMultilocus sequence typingによる遺伝子解析も併せて実施した。これにより各検体の分離株を遺伝子型で型別、比較することができ、保健所等関連機関の患者特定及び原因食品、汚染経路等の調査に資することができた。

## (2) 食品規格等検査

食品衛生法に基づく規格基準に係る検査として213検体、385項目の検査を実施した(表1)。これらのうち乳製品9検体については、自社検査結果により自主回収された製品の製造ラインの衛生状況検証のため、保健所の要請に基づき検査を実施した。令和6年度は全ての検体が規格基準適合であった。また、自主検査導入支援に係る検査として136検体、387項目の検査を実施した(表1)。

## (8) 生活衛生担当

### 1 担当の業務

生活衛生担当は、生活環境中の衛生動物及び飲料水の安全を確保するための試験検査と調査研究を行っている。令和6年度に実施した衛生動物関係の試験検査実施状況は表1、飲料水関係の試験検査実施状況は表2のとおりである。

### 2 調査・研究

#### (1) 動物の消化管内寄生虫調査

動物指導センターと共同で行っている犬・猫の寄生虫類の検査及び「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づく寄生虫類の検査を実施した。

#### (2) 媒介蚊の生息調査

衛生研究所内を対象とした生息状況調査を実施した。4月から10月の間、1週間に1回の頻度で、2定点を調査

した。蚊成虫はドライアイス併用CDCトラップを定点に設置・回収した。捕集した蚊成虫は種別に分類し、発生数及び季節消長を確認した。

### (3) 浄水場原水の農薬実態調査

浄水場における原水中の農薬実態調査として、県内14か所の水道原水について、水質管理目標設定項目である農薬類92項目を、5月及び8月に実施した。

### (4) 原虫類実態調査

クリプトスピリジウム等の調査について、荒川水系4か所で10月及び12月に、利根川水系4か所で11月及び1月に実施した。

### (5) 浄水場原水及び浄水の界面活性剤等調査

非イオン・陰イオン界面活性剤及びビスフェノールAについての調査は、18か所(1月は17か所)の水道原水(河川水)及び17か所(1月は16か所)の浄水について、11月及び1月に実施した。

### (6) 浄水場原水及び浄水におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)の実態調査

ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)の実態調査については、県内37か所の水道原水及び浄水について、7月及び1月に実施した。

### (7) 精度管理

埼玉県水道水質管理計画に基づく精度管理(「濁度」、「ベンゼン」)に参加した。

また、環境省外部精度管理調査(「クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸」、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」)にも参加した。

### 3 試験・検査

#### (1) 行政検査

衛生動物に関しては、種別同定検査を23検体実施した。内訳は、不快または刺咬被害を受けたとの申し出に基づく衛生害虫検査が6検体及び食品へ混入した害虫・異物等の検査が4検体、さらに室内塵中に見いだされるダニの検査が13検体であった。

表1 令和6年度衛生動物関係試験検査実施状況

区分	行政検査		依頼検査		調査・研究		総数	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
衛生害虫	6	6	0	0	0	0	6	6
食品害虫等	4	4	0	0	0	0	4	4
室内ダニ	13	65	3	15	0	0	16	80
犬・猫糞便病原体	-	-	-	-	33	99	33	99
アライグマ等糞便病原体	-	-	-	-	225	675	225	675
感染症媒介蚊	-	-	-	-	42	168	42	168
合計	23	75	3	15	300	942	326	1,032

水に関しては、水道原水 21 検体、378 項目（農薬）の検査を行った。

#### (2) 依頼検査

衛生動物に関して、3 件の依頼があり、室内塵中に見いだされるダニの検査を行った。

水に関しては、埼玉県水道水質管理計画に基づき、水質管理目標設定項目について原水 42 検体、420 項目及び浄水 42 検体、84 項目の検査を実施した。

保健所で受付の井戸水等の水質検査は 366 検体、4,053 項目（細菌：730 項目、理化学：3,323 項目）であった。このうち、水質基準に不適合となったのは 124 検体であった。

表2 令和6度 飲料水等の試験検査実施状況

検査項目	行政検査		依頼検査		調査・研究		保健所受付検査		総数	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
水道原水 (基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスボリジウム、非イオン界面活性剤、農薬類及び医薬品等)	21	378	42	420	227	3,008	—	—	290	3,806
水道水等 (基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスボリジウム、非イオン界面活性剤等)	0	0	42	84	33	66	68	817	143	967
井戸等 (基準項目等)	0	0	0	0	—	—	298	3,236	298	3,236
合 計	21	378	84	504	260	3,074	366	4,053	731	8,009

## (9) 薬品担当

### 1 担当の業務

薬品担当は、流通している医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質や安全性を確保するための試験検査・調査研究を行っている。健康食品については医薬品成分、危険ドラッグについては違法薬物、家庭用品等については有害物質を含有していないか試験検査を行っている。

また、医薬品医療機器等法に基づく知事承認医薬品及び医薬部外品の製造販売承認申請書に係る「規格及び試験方法」の審査、「ジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会」製剤試験ワーキンググループに参画し、国の委託による後発医薬品の品質に関する検討などを実施している。

### 2 調査・研究

#### 後発医薬品品質情報提供等推進事業

国立医薬品食品衛生研究所内に設置された「ジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会」の製剤試験ワーキンググループの委員として、後発医薬品の品質、試験規格等の妥当性について検証、検討を行っている。令和 6 年度はラメルテオン製剤 7 製品の溶出性（4 液性における経時的溶出プロファイル等）について、検証を行い、報告した。

### 3 試験・検査

令和 6 年度に実施した医薬品等の行政検査及び依頼検査は、次のとおりであった（表 1 参照）。

#### (1) 行政検査

##### 1) 医薬品等一斉監視指導による収去検査

国及び県の一斉収去指定品目として、医薬品 22 製品、医薬部外品 3 製品、医療機器 5 製品の検査を行った。医薬品は、バルプロ酸ナトリウム細粒 4 製品、徐放顆粒 2 製品、錠 8 製品、徐放法錠 A 4 製品、徐放錠 B 1 製品の溶出試験、オキサプロジン錠の定量試験、溶出試験及びニトロソアミン類、冠血管拡張薬 1 製品の定量試験、無菌試験及びエンドトキシン試験、造影剤 1 製品の定量試験、無菌試験及びエンドトキシン試験を実施した。医薬部外品は、3 製品の定量試験、確認試験及び pH 測定を実施した。医療機器はコンタクトレンズ 5 製品の無菌試験を実施した。

#### 2) 健康食品の試験検査

薬務課が買い上げたいわゆる健康食品 80 製品について検査を行った。ダイエット用健康食品は、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、オリスタット、グリベンクラミド、フレセミド、ビサコジル等 29 成分について検査を行った。強壮用健康食品は、シルデナフィル、バルデナフィル、ホモシリデナフィル、タadalafil 等 36 成分のほか、類似構造を有する成分についても分析を実施した。

#### 3) 危険ドラッグの試験検査

薬務課が買い上げた 40 製品について指定薬物、麻薬、覚醒剤、覚醒剤原料及び向精神薬を対象とした検査を行った。

### 4 その他

医薬品製造販売承認申請及び医薬部外品製造販売承認申請に係る「規格及び試験方法」の審査を 216 件実施した。

表1 令和6年度試験検査等実施状況

区分	行政検査		依頼検査		調査研究		総数	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
医薬品	22	28	0	0	7	7	29	35
医薬部外品	3	11	0	0	—	—	3	11
化粧品	0	0	0	0	—	—	0	0
医療機器	5	5	0	0	—	—	5	5
健康食品	80	5,200	0	0	—	—	80	5,200
危険ドラッグ	40	30,240	0	0	—	—	40	30,240
家庭用品	0	0	0	0	—	—	0	0
その他	0	0	0	0	—	—	0	0
合計	150	35,484	0	0	7	7	157	35,491

## (10) 食品化学担当

### 1 担当の業務

食品化学担当は、食品の安全を確保するための試験検査と調査研究を行っており、令和6年度は、残留農薬、残留動物用医薬品、食品添加物、放射性物質、カドミウム及び特定原材料等の試験検査を行った。

また、県内で発生した食中毒の疑い事案に対する植物性自然毒の食中毒についての試験検査を行っている。

### 2 調査・研究

食品中に残留する農薬や動物用医薬品等の新たな検査法の検討並びに器具・容器包装に関する調査研究等を行っている。また、国の調査研究事業にも積極的に参加している。

当担当で実施した主な調査研究事業は次のとおりである。

#### (1) 厚生労働科学研究

- 1) 食品衛生検査施設等の検査の信頼性確保に関する研究（分担研究）
- 2) 食品用器具・容器包装等の衛生的な製造管理等の推進に資する研究（研究協力）
- 3) 食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究（研究協力）

#### (2) 消費者庁委託研究事業

食品中に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究

### 3 試験・検査

令和6年度に実施した食品の理化学検査の実施状況を表1及び2に示す。

#### (1) 行政検査

食品による健康危害の発生を防止するため、食品中に残留する農薬（190検体、27,588項目）、動物用医薬品（28検体、1,140項目）、食品添加物（89検体、788項目）、カドミウム（10検体、10項目）、容器包装（3検体、6項目）及び特定原材料（17検体、34項目）の検査を実施した。

また、流通食品の放射能検査を5検体（牛乳3検体、タケノコ1検体及び清涼飲料水1検体）実施した。

#### (2) 依頼検査

食品に関連する苦情等において、保健所からの依頼により1件3検体15項目について検査を実施した。また、保健所設置市からの依頼により5検体10項目の特定原材料検査を行った。生活衛生課の依頼により14検体56項目の水道原水の放射能実態調査を実施した。

表1 令和6年度 食品理化学検査実施状況

食品分類	行政検査		依頼検査		調査・研究		総 数		違反件数
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
農産物とその加工品	211 (35)	27,665 (4,309)	0 (0)	0 (0)	250 (0)	250 (0)	461 (35)	27,915 (4,309)	0 (0)
水産物とその加工品	5 (2)	240 (96)	0 (0)	0 (0)	250 (0)	250 (0)	255 (2)	490 (96)	0 (0)
畜産物のその加工品	41 (0)	867 (0)	0 (0)	0 (0)	500 (0)	500 (0)	541 (0)	1,367 (0)	0 (0)
乳及び乳製品	8 (0)	156 (0)	0 (0)	0 (0)	50 (0)	50 (0)	58 (0)	206 (0)	0 (0)
包装容器	3 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	6 (0)	0 (0)
水道源水	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	56 (0)	14 (0)	56 (0)	0 (0)
その他	74 (30)	642 (323)	8 (0)	25 (0)	350 (0)	350 (0)	432 (30)	1,017 (323)	0 (0)
合計	342 (67)	29,576 (4,728)	8 (0)	25 (0)	1,414 (0)	1,456 (0)	1,764 (67)	31,057 (4,728)	0 (0)

※下段()は輸入食品(再掲)

	行政検査		依頼検査		調査・研究		総 数		違反件数
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
農薬	190	27,588	0	0	400	400	590	27,988	0
動物用医薬品	28	1,140	0	0	400	400	428	1,540	0
添加物	89	788	0	0	400	400	489	1,188	0
重金属	10	10	0	0	0	0	10	10	0
容器包装	3	6	0	0	0	0	3	6	0
特定原材料	17	34	5	10	0	0	22	44	0
放射性物質	5	10	0	0	14	56	19	66	0
その他	0	0	3	15	200	200	203	215	0
合計	342	29,576	8	25	1,414	1,456	1,764	31,057	0